

# 仕 様 書

## 1 業務名

安佐南工場における可燃ごみの組成分析調査業務

## 2 業務目的

一般家庭及び事業所から排出される可燃ごみの組成を調査し、リサイクル可能な紙類や食品ロス等についてどの程度混入しているかを把握する。

## 3 履行期間

契約締結後から令和8年3月31日まで

## 4 実施場所

広島市安佐南工場（安佐南区伴北四丁目3990番地）

## 5 調査対象廃棄物

安佐南工場に搬入される家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみ

## 6 調査項目

- (1) 家庭系可燃ごみの種類別組成
- (2) 事業系可燃ごみの種類別組成

## 7 調査日時

調査日時については別途指示する（各調査項目について年2回調査）。

## 8 試料採取場所及び調査場所

安佐南工場のダンピングボックス及び投入ステージ

## 9 調査方法

- (1) 家庭系可燃ごみの調査に供する試料は、2台の収集車両から分取し、概ね200kg抽出したものを1検体とする。  
事業系可燃ごみの調査に供する試料は、本市職員が指示した2台以上の収集車両から分取し、概ね200kg抽出したものを1検体とする。
- (2) 収集車両の運転手等から、収集したごみの排出元（家庭系可燃ごみの場合は収集地域、事業系可燃ごみの場合は、排出事業者の業種等）について聞き取り調査を行う。
- (3) 調査する検体数は、家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ各1検体ずつとし、ごみの種類別組成を別紙1「可燃ごみ組成調査票」によりそれぞれ分類し、小分類ごとに計量して構成比を算出する。

また、分類を実施する前にごみ袋ごとにそれぞれ計量して調査票に記入する。

加えて、家庭系可燃ごみについては、ごみ袋の材質についても調査票に記入する。

- (4) 分類したごみの状態がわかるように、小分類ごとに写真撮影をする。
- (5) 各分類の「その他」及び厨芥類の「調理くず等」については、主な内容を簡潔に記録する。

## 10 報告事項等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出するものとし、変更があった場合には、その都度、届け出るものとする。
  - ア 委託業務実施計画書
  - イ 本業務に従事する業務処理責任者及び従業員名簿
- (2) 委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、調査実施日から20日以内（3月に実施した場合は、3月31日まで）に提出し、委託者の検査を受けるものとする。
  - ア 調査対象廃棄物
  - イ 調査年月日及び調査場所
  - ウ 採取した試料の排出元
  - エ 調査結果
  - オ 小分類ごとの写真
  - カ 各分類の「その他」に分類したごみの主な内容
  - キ 家庭系及び事業系可燃ごみにおける厨芥類の「調理くず等」に分類したごみの主な内容
  - ク ごみ袋の調査結果(各ごみ袋の種類及び重量を報告)
- (3) 調査報告書の大きさはA4版とし、データ等を記録（数値データは Microsoft Excel 形式で処理）したCD-Rを添付すること。
- (4) 調査報告書の提出部数は3部、CD-Rは1枚とする。

## 11 留意事項

- (1) 作業に必要なビニールシート、サンプル分類用のビニール袋、コンテナ箱、計量器、新型コロナウイルス感染症対策に係る物品（防護服等）等は、受託者が用意すること。
- (2) 作業に当たっては、他の車両等の通行を妨げないように注意し、また、事故防止に万全を期すること。
- (3) 計量の終わったごみは、清掃工場のダンピングボックスからごみピットに投入すること。
- (4) 調査後は、投入ステージ等を掃除して原状回復すること。
- (5) 業務に当たっては、清掃工場の職員の指示に従うこと。
- (6) 業務に当たっては、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52.11.4環整95）」を参考にすること。
- (7) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。